

## 船橋市発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置されるボイラー、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関に係る窒素酸化物の排出抑制を指導することにより、窒素酸化物による大気汚染を防止し、もって市民の健康を保護するとともに、生活環境を保全することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 発電ボイラー 工場等に設置される大気汚染防止法施行令（昭和43年政令第329号。以下「政令」という。）別表第1の1の項のボイラーのうち発電を目的として設置されるボイラーをいう。
- (2) ガスタービン等 工場等に設置される政令別表第1の29の項から32の項までに掲げる施設（専ら非常時において用いられるものを除く。）をいう。

### (指導基準)

第3条 発電ボイラー及びガスタービン等において発生し、排出口から大気中に排出される排出物に含まれる窒素酸化物の濃度に関する許容濃度（以下「指導基準」という。）は、別表第1に掲げるとおりとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、発電事業者（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第15号に規定する発電事業者をいう。以下同じ。）が発電事業（電気事業法第2条第1項第14号に規定する発電事業をいう。以下同じ。）の用に供する発電ボイラー及びガスタービンの指導基準は、別表第2に定めるとおりとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発電事業者が発電事業の用に供するディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関の指導基準は、別表第3に定めるとおりとする。ただし、これらの施設（発電事業の用に供するものに限る。）の定格出力の合計が3,000kW未満の工場等にあつては、これらの施設の指導基準は別表第1に定めるとおりとする。
- 4 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、前各項の指導基準を遵守するために必要な対策を実施するものとする。

### (排出口の高さ等)

第4条 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、建築物の高さ及び周辺の状況等を考慮し、局所的に高濃度汚染が生じないように当該施設に係る排出口の高さの確保等に努めるものとする。

(エネルギーの有効利用)

第5条 発電ボイラー及びガスタービン等の設置者は、発電ボイラー及びガスタービン等により生産される電力(発電事業者が売電のために発電した電力を除く。)、熱、蒸気等のエネルギーを工場等内で有効利用を図り、かつ、工場等間又は地域への還元に努めるものとする。

(報告)

第6条 市長は、この要綱の施行に必要な限度において、発電ボイラー及びガスタービン等の設置者に対し、当該施設の使用状況、窒素酸化物の濃度その他の事項の報告を求めることができるものとする。

(転用)

第7条 既設の発電ボイラーを発電事業に供する施設に転用する場合は、当該転用する日を設置の日とみなし、この要綱の規定を適用する。

2 専ら非常時において用いられているガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を常用に転用する場合は、当該転用する日を設置の日とみなし、この要綱の規定を適用する。

3 事業者が新たに発電事業者に該当することとなった場合は、その届出(電気事業法第27条の27第1項に規定する届出をいう。)の日を設置の日とみなし、この要綱の規定を適用する。

4 発電事業者の工場等において、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関を発電事業に供する施設として設置、若しくは転用することにより、これらの施設の定格出力の合計が3,000kW以上となる場合は、当該設置若しくは転用する日を設置の日とみなし、第3条第3項の規定を適用する。

(製造業者等に対する指導)

第8条 市長は、発電ボイラー及びガスタービン等の製造業者、販売業者等に対し、この要綱の円滑な施行を図るため必要な指導を行うものとする。

2 市長は、工場等に設置されるガスタービン等以外のガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関(専ら非常時において用いられるこれらのものを除く。)の製

造業者、販売業者等に対し、これらの機器に係る窒素酸化物の排出低減に努めるよう指導するものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定にかかわらず、平成28年3月31日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）については、なお従前の例とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年11月1日から施行する。
- 2 この要綱の規定にかかわらず、平成30年10月31日までに設置された施設（設置の工事が着手されたものを含む。）については、なお従前の例とする。

別表第1

施設の種類	既設	新設
発電ボイラー	対象外	40 ppm
ガスタービン	60 ppm	20 ppm
ディーゼル機関	950 ppm	100 ppm
ガス機関	600 ppm	200 ppm
ガソリン機関	600 ppm	200 ppm

## 備考

- 1 窒素酸化物の濃度は、次の式により算出された窒素酸化物の濃度とする。

$$C = \{(21 - O_n) / (21 - O_s)\} \times C_s$$

この式において、C、O<sub>n</sub>、O<sub>s</sub>及びC<sub>s</sub>は、それぞれ次の値を表わすものとする。

C 窒素酸化物の濃度 (単位 ppm)

O<sub>n</sub> 標準酸素濃度 (単位 %)

発電ボイラーのうち、液体燃料にあつては4、ガス燃料にあつては5、  
固体燃料にあつては6、ガスタービンにあつては16、ディーゼル機関に  
あつては13、ガス機関及びガソリン機関にあつては0とする。

O<sub>s</sub> 排出ガス中の酸素の濃度 (単位 百分率%)

C<sub>s</sub> 排出ガス中の窒素酸化物の濃度 (単位 ppm)

- 2 既設、新設の区分は、発電ボイラーにあつては平成8年4月1日前に設置されたものを既設とし、その他のものを新設とし、ガスタービン、ディーゼル機関、ガス機関及びガソリン機関にあつては平成4年5月1日前に設置されたものを既設とし、その他のものを新設とする。

別表第2

施設の種類	定格出力 (kW)		
	5万未満	5万以上15万未満	15万以上
発電ボイラー	40 ppm	30 ppm	20 ppm
ガスタービン	20 ppm	15 ppm	10 ppm

別表第3

ディーゼル機関	100 ppm
ガス機関	40 ppm
ガソリン機関	200 ppm